



切手等収集についてのお願い

いつもご協力ありがとうございます。

茨城県社会福祉協議会では、市町村社協・団体・企業など、皆さまからお届けいただいた切手を整理した後、業者に売却しています。収益金は茨城県ボランティア基金に入金し、県内のボランティア活動や市民活動の支援のために活用させていただいております。

集めているもの

●切手（未使用・使用済切手/外国切手）



・はがきや封筒に貼られた切手は、剥(は)がさず、そのまま切手の周囲 **1 cm~2 cm**の余白を残し、台紙ごと切り取る。

または、左図のように、丸形消印まで残して、切り取る。

・ローラー型消印の場合は、消印を残して切り取ると、台紙が長くなってしまいますので、不要。

切手の周りの余白は、必ず残すこと!

余白を残さず切手のみを切ってしまうと価値がなくなります。



●書き損じハガキ

投函されていない（消印が押されていない）ハガキ

※年賀ハガキの中には投函されていても消印が押されていないものがありますのでご注意ください。

●磁気カード（変更になりました）

・未使用カード QUOカード・テレフォンカード・図書カード

・使用済カード **テレフォンカードのみ**

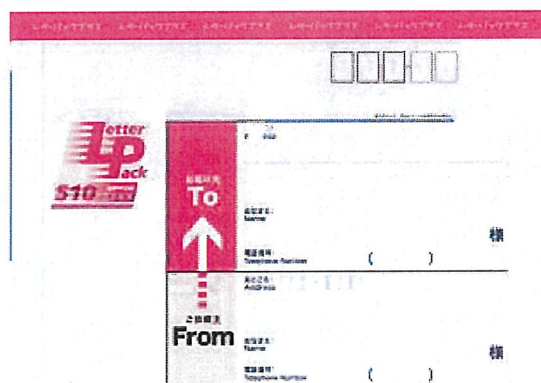
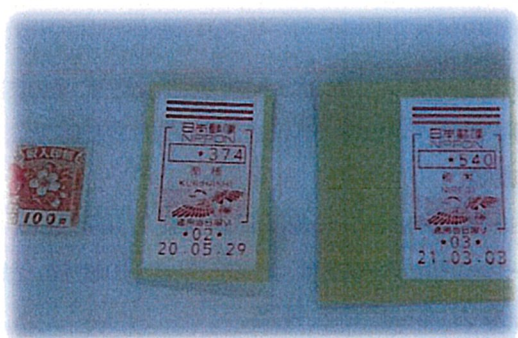


切手の袋の中に、カードやハガキなどを入れないでね。切手の袋は小分けにしないで、一袋にまとめてね。

集めていないもの

- ギザギザが切れてしまったり、破れている切手
- 収入印紙・郵便局の消印（メールスタンプ）、郵便料金計器で印字されたもの、ハガキやレターパック等に印

刷されたもの



- テレホンカード以外の使用済カード**
- ベルマークやプルタブ**

使用済切手の収集家が少なくなっており、買取価格も下がっています。また、状態の悪いものなどについては、買取が拒否されるケースもあります。

問い合わせ先：社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 まちづくり推進部
〒310-8586 水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内
TEL：029-243-3805 FAX：029-241-1434

